

消 防 危 第 72 号
平成 30 年 4 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁危険物保安室長
(公 印 省 略)

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考と
してください。

また、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対
してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言と
して発出するものであることを申し添えます。

なお、法令名について次のとおり略称を用いたので御承知願います。

危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）・・・・・・・・政令
危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）・・・・規則
危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示（昭和 49 年自治省告示第 99 号）
・・・・・・・・告示

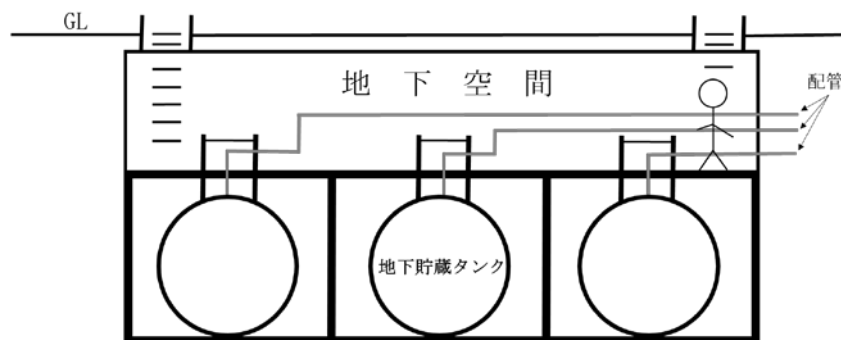
(問い合わせ先)
消防庁危険物保安室
担当：池町係長、大津事務官
TEL 03-5253-7524
FAX 03-5253-7534

(上部に地下空間を有する地下タンク貯蔵所のタンク室関係)

問 非常用発電機の燃料として灯油、軽油等の引火点 40℃以上の危険物を貯蔵する地下タンク貯蔵所において、維持管理の容易さ等から、タンク室の上部と地盤面の間に点検作業用の地下空間を設ける計画(下図)の相談があった。

地下タンク貯蔵所は、タンク室や地下貯蔵タンク等が地盤面下において埋設されていることを前提として、位置、構造及び設備の技術上の基準が従来規定されており、本件のような形態は、現行の技術基準では想定されていないと考えられることから、その取扱いについて御教示願いたい。

図 地盤面との間に地下空間を有するタンク室の例



答 設問の地下タンク貯蔵所に設ける地下空間においては、点検作業中に可燃性蒸気が滞留する危険性や、空間内に設置されている配管から危険物が流出する危険性等を考慮し、政令第24条に規定される貯蔵及び取扱いの技術上の基準に従って、照明、換気、危険物が漏えいした場合の回収措置等の措置を講ずる必要がある。

また、タンク室の形態として、「地下貯蔵タンク及びタンク室の構造例について」(平成18年5月9日付け消防危第112号)別紙に示される構造例を適用することはできないものであり、個別の地下タンク貯蔵所の条件に応じた構造計算等により、政令第13条第1項第14号、規則第23条の4及び告示第4条の50に規定される技術上の基準に適合することを確認することが必要である。この際においては、「危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令等の施行について」(平成17年3月24日消防危第55号)第1の5を参考にするとともに、必要に応じ第三者機関の評価資料を活用されたい。